

佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領の一部を改正する訓令

新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(型式)</p> <p>第2条 <u>総合評価落札方式の型式は、当該工事の難易度や規模等に応じて、技術提案評価型及び施工能力評価型に区分するもの</u></p> <hr/> <p>_____とする。</p> <p>2 <u>技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、本市が示す標準的な仕様に対し、施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものであり、簡易的な施工能力の確認の他、施工上の工夫等の技術提案と入札価格との総合評価を行う標準型とする。</u></p> <p>3 <u>施工能力評価型は、本市が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものであり、次の各号に掲げる型式に区分するものとする。</u></p> <p>(1) 簡易型 <u>簡易な施工計画を審査するとともに、企業・技術者の能力等(施工実績、工事成績、表彰及び地域貢献等)に基づいて評価される技術力と入札価格との総合評価を行うもの</u></p> <p>(2) 特別簡易型 <u>企業・技術者の能力等(施工実績、工事成績、表彰及び地域貢献等)に基づいて評価される技術力と入札価格との総合評価を行うもの</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(型式)</p> <p>第2条 <u>総合評価落札方式は、建設業者が、本市の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、簡易的な施工能力の確認に基づいて評価される技術力と入札価格との総合評価を行う施工能力評価型によるものとする。</u></p> <p>(加える。)</p> <p>2 <u>施工能力評価型は、当該工事の難易度、規模等に応じて</u></p> <hr/> <p>_____次の各号に掲げる型式に区分するものとする。</p> <p>(1) 特別簡易型 <u>企業・技術者の能力等(施工実績、工事成績、表彰及び地域貢献等)に基づいて評価される技術力と入札価格との総合評価を行うもの</u></p> <p>(2) 簡易型 _____<u>施工計画を審査するとともに、企業・技術者の能力等(施工実績、工事成績、表彰及び地域貢献等)に基づいて評価される技術力と入札価格との総合評価を行うもの</u></p>

佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領の一部を改正する訓令

新旧対照表

新	旧
<p>(対象工事)</p> <p>第3条 総合評価落札方式による建設工事は、次の各号に掲げる工事とする。 ただし、緊急を要する場合その他総合評価落札方式により難い特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p><u>(1) 標準型 佐渡市建設工事等参加資格審査・指名委員会(以下「委員会」という。)が適当と認める建設工事</u></p> <p>(2) 簡易型</p> <p>ア <u>設計金額が1億2千万円以上の建築一式工事</u></p> <p>イ <u>設計金額が1億2千万円以上の土木一式工事</u></p> <p>ウ 委員会が適当と認める建設工事</p> <p><u>(3) 特別簡易型</u></p> <p>ア <u>設計金額が3千万円以上の土木一式工事</u></p> <p>イ <u>設計金額が3百万円以上の舗装工事</u></p> <p>ウ <u>委員会が適当と認める建設工事</u></p> <p>(学識経験者の意見聴取)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、標準型にあつては、落札者を決定しようとする</u></p>	<p>(対象工事)</p> <p>第3条 総合評価落札方式による建設工事は、次の各号に掲げる工事とする。 ただし、緊急を要する場合その他総合評価落札方式により難い特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p><u>(1) 特別簡易型</u></p> <p>ア 設計金額が1億2千万円以上の建築一式工事</p> <p>イ 設計金額が3千万円以上の土木一式工事</p> <p>ウ 設計金額が3百万円以上の舗装工事</p> <p>エ 佐渡市建設工事等参加資格審査・指名委員会(以下「委員会」という。)が適当と認める建設工事</p> <p>(2) 簡易型 <u>委員会が適当と認める建設工事</u></p> <p>(加える。)</p> <p>(学識経験者の意見聴取)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(加える。)</p>

佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領の一部を改正する訓令

新旧対照表

新	旧
<p><u>るときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 前3項に規定する学識経験者は、新潟県佐渡地域振興局地域整備部副部長、新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港）副部長及び佐渡市公共工事入札契約事務監視懇談会参加者とするものとする。</p> <p><u>5</u> 第1項から第3項までに規定する意見聴取は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 文書の受け渡し（電子メールを含む。）の方法</p> <p>(2) 個別面談又は会議の方法</p> <p>(3) 佐渡市公共工事入札契約事務監視懇談会の開催</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（入札に参加しようとする者への周知）</p> <p>第6条 総合評価落札方式により競争入札を行うときは、入札公告又は入札執行通知書に次の各号に掲げる事項を記載し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に周知するものとする。</p> <p>(1) 総合評価落札方式の対象工事であること。</p> <p>(2) 落札者決定基準</p> <p>(3) 入札参加者に提出を求める総合評価に係る_____資料（以下「技術資料」という。）の内容及び提出期限</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、総合評価落札方式の実施に必要な事項</p>	<p>3 前2項に規定する学識経験者は、新潟県佐渡地域振興局地域整備部副部長、新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港）副部長及び佐渡市公共工事入札契約事務監視懇談会参加者とするものとする。</p> <p><u>4</u> 第1項及び第2項_____に規定する意見聴取は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 文書の受け渡し（電子メールを含む。）の方法</p> <p>(2) 個別面談又は会議の方法</p> <p>(3) 佐渡市公共工事入札契約事務監視懇談会の開催</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（入札に参加しようとする者への周知）</p> <p>第6条 総合評価落札方式により競争入札を行うときは、入札公告又は入札執行通知書に次の各号に掲げる事項を記載し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に周知するものとする。</p> <p>(1) 総合評価落札方式の対象工事であること。</p> <p>(2) 落札者決定基準</p> <p>(3) 入札参加者に提出を求める<u>施工能力を確認するための資料</u>（以下「技術資料」という。）の内容及び提出期限</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、総合評価落札方式の実施に必要な事項</p>

佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領の一部を改正する訓令

新旧対照表

新	旧
<p>(技術資料の提出)</p> <p>第7条 入札参加者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる技術資料を前条に規定する入札公告又は入札執行通知書で指定する提出期限までに提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>標準型</u></p> <p>ア <u>企業の技術力・地域性確認資料</u></p> <p>イ <u>配置予定技術者の能力確認資料</u></p> <p>ウ <u>技術提案(本市が指定した特定の課題について、本市が示す標準的な仕様より優れた施工方法を記したもの)</u></p> <p>エ <u>技術資料の記載事項を証明する書類(以下「証明書類」という。)</u></p> <p>(2) 簡易型</p> <p>ア 企業の技術力・地域性確認資料</p> <p>イ 配置予定技術者の能力確認資料</p> <p>ウ 簡易な施工計画(現場の特性等を踏まえた施工上配慮すべき事項を記したもの)</p> <p>エ 証明書類</p> <p>(3) <u>特別簡易型</u></p> <p>ア 企業の技術力・地域性確認資料</p> <p>イ 配置予定技術者の能力確認資料</p> <p>ウ <u>証明書類</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(総合評価の方法)</p>	<p>(技術資料の提出)</p> <p>第7条 入札参加者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる技術資料を前条に規定する入札公告又は入札執行通知書で指定する提出期限までに提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>特別簡易型</u></p> <p>ア 企業の技術力・地域性確認資料</p> <p>イ 配置予定技術者の能力確認資料</p> <p>ウ 技術資料の記載事項を証明する書類 (以下「証明書類」という。)</p> <p>(2) 簡易型</p> <p>ア 企業の技術力・地域性確認資料</p> <p>イ 配置予定技術者の能力確認資料</p> <p>ウ 簡易な施工計画 (現場の特性等を踏まえた施工上配慮すべき事項を記したもの)</p> <p>エ 証明書類</p> <p>(加える。)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(総合評価の方法)</p>

佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領の一部を改正する訓令

新旧対照表

新	旧
<p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(総合評価結果等の公表)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>2 技術資料を提出した後に辞退した者及び入札しなかった者の前項第3号は公表しないものとする。</u></p> <p><u>3 入札が不調となった場合は、第1項第1号、第2号及び第5号を公表する。</u></p> <p><u>4 第7条の規定により提出を受けた技術資料は、公表しないものとする。</u></p> <p>(技術資料の履行確認等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 前項に規定する行為があった場合は、指名停止等の措置を講じることができるものとする。</u></p> <p>(技術提案の内容の使用)</p> <p><u>第13条 技術提案については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく本市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的使用を有する提案については、この限りでない。</u></p>	<p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(総合評価結果等の公表)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p> <p><u>2 第7条の規定により提出を受けた技術資料は、公表しないものとする。</u></p> <p>(技術資料の履行確認等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領の一部を改正する訓令

新旧対照表

新	旧
<p>(その他)</p> <p><u>第14条</u> この訓令に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p><u>第13条</u> この訓令に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p>